

10月は「都市緑化月間」です！ 環境に優しく災害にも強い



生垣を設置する方に補助金を交付しています

村では、緑化の推進や生物多様性の保全のため、新たに生垣を設置する方や既存のブロック塀等を撤去して生垣を設置する方を対象に、補助金を交付しています。緑豊かな庭づくりの一環として、生垣を設置してみませんか。

【申し込み・問い合わせ】環境政策課環境計画・緑化推進担当(役場行政棟4階 ☎282-1711 内線1454)

補助金を受けるには…

対象▼村内に住所を有する方または、村内に事務所、店舗、工場、倉庫等を有する個人または法人で、▽新築等で新たに生垣を設置する▽既存のブロック塀等からの建て替えを検討している—のいずれかに該当する方

条件▼▽生垣を設置する場所が、公衆用道路または個人の敷地に面し、延長が2メートル以上▽樹木の高さが0.9メートル以上で、延長1メートル当たり2本以上を植える▽10年以上保全する(10年後に調査を実施)—を満たすこと

補助額▼生垣1メートル当たり3,000円(限度額5万円)※▽一戸建て住宅の敷地に設置する場合、限度額はありません。▽1メートル未満は切り捨てとなります。

生垣設置をお考えの方へ 補助金申請の3ステップ

①相談・申請

事前に環境政策課へ相談した上で、▽東海村生垣設置補助金交付申請書▽位置図▽生垣の植栽計画図▽土地所有者の承諾書(借地の場合のみ)—を提出してください。



②着工

役場職員が現地を確認し、補助が適正と判断した場合、交付決定通知書を発行・送付します。その後、生垣設置に着工してください。※申請前に着工した場合は、補助金を交付できません。



③完了報告・支払い

生垣設置後、完了報告書と補助金振込口座が分かる書類を提出してください。役場職員による現地確認後、交付決定内容と相違がなければ確定通知を発行し、補助金を交付します。



生垣を設置すると“いいこと”がたくさん！

環境の観点から…

▽四季の豊かさを感じる美しい景観の確保 ▽植物の蒸散作用による冷却効果 ▽自然や生命に触れる機会の創出 ▽生き物が生息する環境の整備

防災の観点から…

▽ブロック塀等と比べて地震による倒壊の危険性が低い ▽高密度な樹木による防風・減風効果 ▽火事の際の隣地への延焼防止



新築や結婚、お子さんの誕生を記念して“記念樹”を植えてみませんか？

対象▼村内に住所を有し、自己の敷地内に植栽可能な方で、一戸建て住宅を新築した方または、婚姻届・出生届を出した方

配布樹種▼指定された樹種(エゴノキ、モミジ、ヤマブキ、コブシ、ムラサキシキブ)から1本

その他▼緑化活動団体等への緑化木配布(1団体当たり3万円以内で樹種・本数を決定)も行って

いますので、環境政策課へご相談ください。

申し込み▼家屋調査(新築)や婚姻届・出生届を提出する際に、窓口で配布される申請書に必要事項を記入の上、環境政策課(☎282-1711 内線1454)へ申し込みください。

